

令和5年度地域内フィーダー系統補助金交付申請に係る提出資料について

※詳細につきましては、がんばる地域応援プロジェクト2023（第4回）の資料「フィーダー補助金のイロハ part2（交付申請、事業評価等）」をご覧ください。

【提出期限・提出先】

各申請書の押印は不要となっております。原則、電子メールでの提出とし、従来通り押印する場合は個別にご相談ください。

提出期限：**令和5年11月30日（木）必着**

提出方法：電子データのみ（押印なし）

提出先：ktt-koutsuu1@mlit.go.jp ※関東運輸局交通政策部交通企画課1係あて
※件名を「【〇〇市／〇〇交通（事業者名）】令和5年度フィーダー補助金交付申請の提出について」として下さい。

【送付ファイル説明】

【申請書】

令和5年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金交付申請書）

●全申請者共通

①様式第1-8（表紙）

●どちらか該当する方のみ提出（※連動様式）

☆路線型運行の場合

②様式1-8（2.以降）、様式1-5（路線型）

☆区域型運行の場合

③様式1-8（2.以降）、様式1-5（区域型）

【添付書類】

●全申請者共通

④自家用有償運送収支計算書（※運送事業者による運行の場合は不要です。その代わりに、事業報告書が必要です。）

⑤【参考】【231003 国総地第94号の1】令和5年度の国庫補助上限額について（※以前、メールで通知いたしましたものと同様です。）

⑥【参考】ブロック単価表（R5年度適用）（※以前、メールで通知いたしましたものと同様です。）

⑦【参考様式】国庫補助上限額の系統別按分表

⑧（例）申請者と補助金受け入れ先が異なる理由書

(※令和5年度計画認定申請を新要綱で行った場合(地域公共交通計画認定申請書で申請の場合)、補助金の受け入れ先は協議会のみとなりますが、やむを得ない理由により変更したい場合に作成いただく理由書です。「条例で付属機関に定められており、財務会計行為が一切行えない」以外の理由の場合は、個別の判断となりますので事前にご相談ください。)

●どちらか該当する方のみ提出

☆路線型運行の場合

◎【R5】運行回数・実車キロ算出表(路線型)(※こちらの様式に限らず、運行の実績の記録及び積み上げを行ったデータであれば例年通り可です。)

- 申請系統ごとに作成してください。
- 必要に応じて、日報や月報などの拳証書類の提出を求めることがあります。

※複数市町村をまたがる路線型で、複数市町村を併記したい場合のみ、以下添付⑩、⑪を使用

⑩様式 1-8 (2.以降)

⑪様式 1-5

☆区域型運行の場合

⑫【R5】サービス提供時間・運行回数内訳表(区域型)(※こちらの様式に限らず、運行の実績の記録及び積み上げを行ったデータであれば例年通り可です。)

- 申請系統ごとに作成してください。
- 作成に当たっては(添付資料⑬)「サービス提供時間の考え方」を参照のこと。
- 添付様式⑫内訳表は、月別のシートに入力すると、自動的に「(提出様式)集計」シートに各月の数値が入り、完成するように数式を入れております。集計方法については、本表の集計方法に依らず、事業者が集計しやすい方法で実施していただいても構いません。
- 添付資料⑬の積算例①・②については、あくまで参考になりますので、各自治体の運行に応じた積算をしてください。
- 実際の運行時間や走行キロをもとに集計してください。必要に応じて、日報や月報などの拳証書類の提出を求めることがあります。

⑬【参考】サービス提供時間の考え方(区域型)

【場合により添付が必要な書類】

○計画認定以降、運行回数を変更した場合は、利用者向けに掲出した時刻表等運行回数のわかる資料(コロナウイルスの影響等で一時的に減便した場合も含む)(事前に変更届を提出済みの場合は除く)

3. 活性化法定協議会を補助対象事業者とする場合における取扱いについて

活性化法定協議会を補助対象事業者とする場合、交付申請書は協議会より申請すること。その際、交付申請書(添付①)「1. 地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金」については、全事業者の合計とし、交付申請書(添付②または③)「2. 補助対象期間における損益の実績」以降は、事業者毎に分けること。

なお、運行系統別輸送実績「様式第1-5」（添付②または③）についても、事業者毎に分けて記載すること。

以 上

問い合わせ先
関東運輸局交通政策部交通企画課
フィーダー補助金担当
電 話 045-211-7209
メール ktt-koutsuu1@mlit.go.jp

国土交通大臣 殿

氏名又は名称
住 所
代表者氏名

令和 5 年度 地域公共交通確保維持改善事業費補助金(地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金) 交付申請書

令和 5 年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金(地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金)の交付を関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

1. 交付を受けようとする補助金の額

○地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金

運 行 系 統 数	補 助 金 の 額
	千円

事業者名

運行系統別輸送実績(令和5年度)【ライダー系統】

申請番号		年間輸送実績										経常収益				経常費用		市町村の別	備考																	
運行形態	運行系統名 (兼用タクシーの場合は 運行ラネータク)	起点	主な 経由地	キロ程 (km)	運行回数 (A) (回)	輸送人員 (B) (人)	1運行 当たり 輸送人員 (B)/(A) (人/回)	1人平均 乗車キロ (km)	輸送 人キロ (A×B)	実車走行 キロ (km)	サービス提供時間(時間)			運送収入 (C) (円)	運送雑収 (D) (円)	営業外 収益 (E) (円)	計 (C)+(D)+(E)	1系統当たり 経常費用 (兼用タクシーの場合 は運行経常費用) 当たりの経常費用																		
											実運行 時間	待機 時間	予約受付 時間																							
					</																															

(1) 記載要領

- 1 乗合バス事業の収益、サービス提供時間については、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス等並びに補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 2 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間と相違している事業者については、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 3 補助対象期間中の一般乗合旅客自動車運送事業（自家用有償旅客運送）と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分については、原則として、自動車運送事業に係る収益及び費用並びに固定資産の配分基準について（昭和52年5月17日付け自総第308号、自旅第151号、自貨第55号）によること。
- 4 「補助対象期間の損益状況」については、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 5 「補助ブロック名」については、補助金交付要綱別表6の名称を記載すること。
- 6 「地域時間当たり標準経常費用」は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 7 時間当たり補助対象経常費用の計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 8 申請番号は、事業者及び系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 9 「利便増進特例措置又は運送継続特例措置」については、地域公共交通利便増進実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9）を受けて補助対象となる場合は「利便」と記載し、地域旅客運送サービス継続実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表10）を受けて補助対象となる場合は「継続」と記載する。
- 10 「計画運行回数」については、大臣に認定された地域公共交通計画に記載された回数を転載すること。
- 11 「実績運行回数」については、補助対象期間中に運行した回数を記載すること。
- 12 「運休回数」については、計画運行回数のうち、補助対象期間中に運休した回数を記載すること。
- 13 運行回数のうち12条2項ただし書によりやむを得ないとして大臣が認めた回数については、補助対象期間中に運休した回数のうち、天災その他やむを得ない事情がある場合による回数を記載すること。
- 14 「運行割合」は、小数点第2位（第3位以下切り捨て）まで算出して記載すること。
- 15 「サービス提供時間」、「補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間」及び「同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出すること。
- 16 「同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」については、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分のサービス提供時間を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は（ト）に記載すること。
- 17 「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のサービス提供時間の比率」は、%以下第3位（小数点第4位切り捨て）まで算出して記載すること。
- 18 「補助対象経常費用」は、円未満の端数を切り捨てること。
- 19 「補助対象系統の経常収益」については、補助対象期間における各補助対象系統の経常収益の実績額を記載すること。
- 20 「補助対象経費」は、（ア）の金額を記載する（千円未満の端数は切り捨てること）。
- 21 「補助対象経費の1/2」は、系統ごとに百円単位（0.5千円）まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 22 「国庫補助上限額」については、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者の系統ごとに按分した額を記載することとし、千円未満の端数は切り捨てること。
- 23 サービス提供時間とは、事業開始時間から事業終了時間までの間をいい、そのうち、待機時間、回送時間、予約受付に係る時間についても言える。ただし、時間外に行われる予約受付に係る時間等については含めない。
- 24 待機時間とは、サービス提供時間のうち、実行しなかった時間をいう。ただし、休憩時間及びその他事業に従事している時間については含めない。
- 25 回送時間については、乗客が降車した後、帰庫する際の回送運行は実運行時間として差し支えない。ただし、回送運行中（帰庫途中）に乗用事業による配車指示があり、乗用事業の運行を行った場合は、当該回送運行は実運行時間とは認められない。

(2) 添付書類

- 1 補助対象期間に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」又は自家用有償旅客運送の損益明細表。
- 2 様式第1～5の運行系統別輸送実績。

2. 補助対象期間における損益の実績【地域内フィーダー系統(路線型/路線定期・路線不定期)運行】

補助対象期間の 損益状況	一般乗合旅客自動車運送事業・自家用有償旅客運送	千円	千円	千円	千円
	営業収益	千円	千円	千円	千円
	営業費用	千円	千円	千円	千円
	営業損益	千円	千円	千円	千円
補助対象期間の実車走行キロ(口)	km			経常収支率	%

3. キロ当たり補助対象経常費用

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 イノロ=ハ	地域キロ当たり標準経常費用 ニ	キロ当たり経常費用 ハとニのいずれか少ない額 ホ
			0円.00銭

4. 補助対象系統ごとの国庫補助金申請額、負担者とその負担割合

市区町村	申請番号	利便増進特例措置又は運送継続特例措置	運行系統名	運行系統			計画運行回数 (イ)	実績運行回数 (ロ)	運休回数 (ハ)	運休回数のうち12条を満たし書によりやむを得ないとして大臣が認めた回数 (ニ)	運行割合 (100%を超える場合は100%と上限とする。) (ホ)	系統キロ程 ヘ	補助ブロック外乗入部分のキロ程 ト	同一補助ブロック内乗入部分のキロ程 チ	補助ブロック外乗入部分以外乗入部分以外のキロ程 (ハ+ト+チ)×ヘ
				起点	主な経由地	終点									
												往 0.0km	往	往	
												復 0.0km	復	復	
												往 0.0km	往	往	
												復 0.0km	復	復	
												往 0.0km	往	往	
												復 0.0km	復	復	
												往 0.0km	往	往	
												復 0.0km	復	復	
												往 0.0km	往	往	
												復 0.0km	復	復	
												往 0.0km	往	往	
												復 0.0km	復	復	
												往 0.0km	往	往	
												復 0.0km	復	復	
												往 0.0km	往	往	
												復 0.0km	復	復	
												往 0.0km	往	往	
												復 0.0km	復	復	
												往 0.0km	往	往	
												復 0.0km	復	復	
												往 0.0km	往	往	
												復 0.0km	復	復	
												往 0.0km	往	往	
												復 0.0km	復	復	
												往 0.0km	往	往	
												復 0.0km	復	復	
												往 0.0km	往	往	
												復 0.0km	復	復	
												往 0.0km	往	往	
												復 0.0km	復	復	
												往 0.0km	往	往	
												復 0.0km	復	復	
												往 0.0km	往	往	
												復 0.0km	復	復	
												往 0.0km	往	往	
												復 0.0km	復	復	
												往 0.0km	往	往	
												復 0.0km	復	復	
												往 0.0km	往	往	
												復 0.0km	復	復	
												往 0.0km	往	往	
												復 0.0km	復	復	
												往 0.0km	往	往	
												復 0.0km	復	復	
												往 0.0km	往	往	
												復 0.0km	復	復	
												往 0.0km	往	往	
												復 0.0km	復	復	
												往 0.0km	往	往	
												復 0.0km	復	復	
												往 0.0km	往	往	
												復 0.0km	復	復	
												往 0.0km	往	往	
												復 0.0km	復	復	
												往 0.0km	往	往	
												復 0.0km	復	復	
												往 0.0km	往	往	
												復 0.0km	復	復	
												往 0.0km	往	往	
												復 0.0km	復	復	
												往 0.0km	往	往	
												復 0.0km	復	復	
												往 0.0km	往	往	
												復 0.0km	復	復	
												往 0.0km	往	往	
												復 0.0km	復	復	
												往 0.0km	往	往	
												復 0.0km	復	復	
												往 0.0km	往	往	
												復 0.0km	復	復	
												往 0.0km	往	往	
												復 0.0km	復	復	
												往 0.0km	往	往	
												復 0.0km	復	復	
												往 0.0km	往	往	
												復 0.0km	復	復	
												往 0.0km	往	往	
												復 0.0km	復	復	
												往 0.0km	往	往	
												復 0.0km	復	復	
												往 0.0km	往	往	
												復 0.0km	復	復	
												往 0.0km	往	往	
												復 0.0km	復	復	
												往 0.0km	往	往	
												復 0.0km	復	復	
												往 0.0km	往	往	
												復 0.0km	復	復	
												往 0.0km	往	往	
												復 0.0km	復	復	
												往 0.0km	往	往	
												復 0.0km	復	復	
												往 0.0km	往	往	
												復 0.0km	復	復	
												往 0.0km	往	往	
												復 0.0km	復	復	
												往 0.0km	往	往	
												復 0.0km	復	復	
												往 0.0km	往	往	
												復 0.0km	復	復	
												往 0.0km	往	往	
												復 0.0km	復	復	
												往 0.0km	往	往	
												復 0.0km	復	復	
												往 0.0km	往	往	
												復 0.0km	復	復	
												往 0.0km	往	往	
												復 0.0km	復	復	
												往 0.0km	往	往	
												復 0.0km	復	復	
												往 0.0km	往	往	
												復 0.0km	復	復	
												往 0.0km	往	往	
												復 0.0km	復	復	
												往 0.0km	往	往	
												復 0.0km	復	復	
												往 0.0km	往	往	
												復 0.0km	復	復	
												往 0.0km	往	往	
												復 0.0km	復	復	
												往 0.0km	往	往	
												復 0.0km	復	復	
												往 0.0km	往	往	
												復 0.0km	復	復	
												往 0.0km	往	往	
												復 0.0km	復	復	
												往 0.0km	往	往	
												復 0.0km	復	復	
												往 0.0km	往	往	
												復 0.0km	復	復	
												往 0.0km	往	往	
												復 0.0km	復	復	
												往 0.0km	往	往	
												復 0.0km	復	復	
												往 0.0km	往	往	
												復 0.0km	復	復	
												往 0.0km	往	往	
												復 0.0km	復	復	
												往 0.0km	往	往	
												復 0.0km	復	復	
												往 0.0km	往	往	
												復 0.0km	復	復	

2. 補助対象期間における損益の実績【地域内フィーダー系統(区域型運行)】

補助対象期間の 損益状況	一般乗合旅客自動車運送事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	千円	営業外収益	千円	経常収益	千円
	営業費用	千円	営業外費用	千円	経常費用(イ)	千円
	営業損益	千円	営業外損益	千円	経常損益	千円
補助対象期間のサービス提供時間(ロ)	10,584.0 時間				経常収支率	%

朝日自動車株式会社

3. キロ当たり補助対象経常費用

補助ブロック名	補助対象事業者の時間当たり経常費用 イ÷ロ=ハ	地域時間当たり標準経常費用 ニ	時間当たり経常費用 ハとニのいずれか少ない額 ホ
武蔵・相模	銭	銭	銭

4. 補助対象系統ごとの国庫補助金申請額、負担者とその負担割合

市区町村	申請番号	利便増進特例措置又は運送継続特例措置	運行系統名	営業区域	計画運行回数(イ)	実績運行回数(ロ)	運休回数(ハ)	運休回数のうち12名乗車項目は運送継続特例措置によりやむを得ないとして大臣が認めた回数(ニ)	運行割合(100%を超える場合は100%を上限とする。)(ホ)	サービス提供時間 ヘ	補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間 ト	同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間 チ	補助ブロック外乗入れ部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入れ部分以外のサービス提供時間の比率 (ヘ-(ト+チ))÷ヘ=リ
本庄市	2	-	本庄市	本庄市	4,891 回	3,576 回	0 回	0 回	73.11 %	2,344. 時間	0.0 時間	0.0 時間	100.000%
本庄市	3	-	本庄市	本庄市	4,688 回	3,543 回	0 回	0 回	75.57 %	2,360. 時間	0.0 時間	0.0 時間	100.000%
本庄市	4	-	本庄市	本庄市	2,594 回	1,440 回	0 回	0 回	55.51 %	2,940. 時間	0.0 時間	0.0 時間	100.000%
本庄市	5	-	本庄市	本庄市	1,266 回	405 回	0 回	0 回	31.99 %	2,940. 時間	0.0 時間	0.0 時間	100.000%
									%	時間	時間	時間	
									%	時間	時間	時間	
									%	時間	時間	時間	
									%	時間	時間	時間	
									%	時間	時間	時間	
									%	時間	時間	時間	
合計									%	時間	時間	時間	

市区町村	申請番号	補助対象経常費用 ホ×ヘ=ヌ	補助対象系統の経常収益 ル	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 ヌ-ル=ヲ	そのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分以外に係るもの ヲ×リ=ワ	補助対象経費 カ	補助対象経費の1/2 カ×1/2=ヨ	国庫補助上限額 タ	国庫補助金申請額 レ
本庄市	2	8,414,561 円	717,636 円	7,696,925 円	7,696,925 円	7,696 千円	3,848.0 千円	1,028. 千円	1,028. 千円
本庄市	3	8,471,998 円	651,545 円	7,820,453 円	7,820,453 円	7,820 千円	3,910.0 千円	1,045. 千円	1,045. 千円
本庄市	4	10,554,100 円	414,964 円	10,139,136 円	10,139,136 円	10,139 千円	5,069.5 千円	1,354. 千円	1,354. 千円
本庄市	5	10,554,100 円	127,698 円	10,426,402 円	10,426,402 円	10,426 千円	5,213.0 千円	1,393. 千円	1,393. 千円
		円	円	円	円				. 千円
		円	円	円	円				. 千円
		円	円	円	円				. 千円
		円	円	円	円				. 千円
		円	円	円	円				. 千円
合計		37,994,759 円	1,911,843 円	36,082,916 円	36,082,916 円	36,081 千円	18,040. 千円	4,820 千円	4,820. 千円

市区町村	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額 ハ×ヘ-ル=ソ	損失額から国庫補助額を控除した額 ソ-レ=ツ	ツの負担者とその負担割合										
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的な概要		
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合			
本庄市	2	10,334,183 円												
本庄市	3	10,475,713 円												
本庄市	4	13,446,959 円												
本庄市	5	13,734,225 円												
		円												
		円												
		円												
		円												
合計		47,991,080 円	43,171,080 円	0 円	0 %	43,171,080 円	100 %	0 円	0 %	0 円	0 %	0 円	0 %	

(1) 記載要領

- 1 乗合バス事業の収益、サービス提供時間については、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス等並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 2 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間と相違している事業者については、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 3 補助対象期間中の一般乗合旅客自動車運送事業(自家用有償旅客運送)と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分については、原則として、自動車運送事業に係る収益及び費用並びに固定資産の配分基準について(昭和52年5月17日付け自総第308号、自旅第151号、自貨第55号)によること。
- 4 「補助対象期間の損益状況」については、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 5 「補助ブロック名」については、補助金交付要綱別表6の名称を記載すること。
- 6 「地域時間当たり標準経常費用」は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 7 時間当たり補助対象経常費用の計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 8 申請番号は、事業者及び系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 9 「利便増進特例措置又は運送継続特例措置」については、地域公共交通利便増進実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合は「利便」と記載し、地域旅客運送サービス継続実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表10)を受けて補助対象となる場合は「継続」と記載する。
- 10 「計画運行回数」については、大臣に認定された地域公共交通計画に記載された回数を転載すること。
- 11 「実績運行回数」については、補助対象期間中に運行した回数を記載すること。
- 12 「運休回数」については、計画運行回数のうち、補助対象期間中に運休した回数を記載すること。
- 13 「運行回数のうち12条2項ただし書によりやむを得ないとして大臣が認めた回数」については、補助対象期間中に運休した回数のうち、天災その他やむを得ない事情がある場合による回数を記載すること。
- 14 「運行割合」は、小数点第2位(第3位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 15 「サービス提供時間」、「補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間」及び「同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出すること。
- 16 「同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」については、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分のサービス提供時間を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(ト)に記載すること。
- 17 「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のサービス提供時間の比率」は、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 18 「補助対象経常費用」は、円未満の端数を切り捨てること。
- 19 「補助対象系統の経常収益」については、補助対象期間における各補助対象系統の経常収益の実績額を記載すること。
- 20 「補助対象経費」は、「ア」の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 21 「補助対象経費の1/2」は、系統ごとに百円単位(0.5千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 22 「国庫補助上限額」については、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者の系統ごとに按分した額を記載することとし、千円未満の端数は切り捨てること。
- 23 サービス提供時間とは、事業開始時間から事業終了時間までの間をいい、そのうち、待機時間、回送時間、予約受付に係る時間についても言える。ただし、時間外に行われる予約受付に係る時間等については含めない。
- 24 待機時間とは、サービス提供時間のうち、実行しなかった時間をいう。ただし、休憩時間及びその他事業に従事している時間については含めない。
- 25 回送時間については、乗客が降車した後、帰庫する際の回送運行は実運行時間として差し支えない。ただし、回送運行中(帰庫途中)に乗用事業による配車指示があり、乗用事業の運行を行った場合は、当該回送運行は実運行時間とは認められない。

(2) 添付書類

- 1 補助対象期間に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」又は自家用有償旅客運送の損益明細表。
- 2 様式第1-5の運行系統別輸送実績。

2. 補助対象期間における損益の実績【地域内フィーダー系統(路線型/路線定期・路線不定期)運行】

補助対象期間の損益状況	一般乗合旅客自動車運送事業・自家用有償旅客運送	千円	千円	千円	千円
	営業収益	千円	千円	千円	千円
	営業費用	千円	千円	千円	千円
補助対象期間の実車走行キロ(口)	29,565.0 km			経常収支率	96%

本庄観光株式会社

3. キロ当たり補助対象経費

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(円)	地域キロ当たり標準経常費用(円)	キロ当たり経常費用(円)
武蔵相模	100	100	100

4. 補助対象系統ごとの国庫補助金申請額、負担者とその負担割合

市区町村	申請番号	利便増進特別措置又は運送継続特別措置	運行系統名	運行系統			計画運行回数(回)	実績運行回数(回)	運休回数(回)	運休回数のうち1名乗車のみを有する回数(回)	運行割合(100%を超える場合は100%と上限とする。)	系統キロ程(ハ)	補助ブロック外乗入部分のキロ程(ト)	同一補助ブロック内乗入部分のキロ程(チ)	補助ブロック外乗入部分以外乗入部分のキロ程(ヘ)
				起点	主な経由地	終点									
本庄市	1	—	本庄駅前線	本庄駅前口	新田原	4,927.5	4,927.5	0	0	100.00	往 3.0km 復 3.0km	往 3.0km 復 3.0km	往 3.0km 復 3.0km	100.00%	
											往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km		
											往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km		
											往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km		
											往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km		
											往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km		
											往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km		
											往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km		
											往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km		
											往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km		
											往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km		
											往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km		
											往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km		
											往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km		
											往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km		
合計															

市区町村	申請番号	実車走行キロ	補助対象経常費用	補助対象系統の経常収益	補助対象経常費用から経常収益を控除した額	補助対象経常費用から経常収益を控除した額	補助対象経費	補助対象経費の1/2	国庫補助金申請額	国庫補助金申請額
		ヌ	ホ×ヌ=ル	ヲ	ル×ヲ=ワ	ワ×リ=カ	ヨ	ヨ×1/2=タ	レ	ソ
本庄市	1	29,565.0 km	10,956,789 円	2,019,150 円	8,937,639 円	8,937,639 円	8,937 千円	4,468.5 千円	1,194. 千円	1,194. 千円
		km	円	円	円	円				. 千円
		km	円	円	円	円				. 千円
		km	円	円	円	円				. 千円
		km	円	円	円	円				. 千円
		km	円	円	円	円				. 千円
		km	円	円	円	円				. 千円
		km	円	円	円	円				. 千円
		km	円	円	円	円				. 千円
		km	円	円	円	円				. 千円
		km	円	円	円	円				. 千円
合計		29,565.0 km	10,956,789 円	2,019,150 円	8,937,639 円	8,937,639 円	8,937 千円	4,468.5 千円	1,194. 千円	1,194. 千円

市区町村	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額	損失額から国庫補助金を控除した額	ネの負担者とその負担割合									
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的な概要	
		ハ×ヌ=ヲ	ツ=ソ=ネ	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合		負担額
本庄市	1	8,937,639 円											
		円											
		円											
		円											
		円											
		円											
		円											
		円											
		円											
		円											
		円											
		円											
		円											
		円											
		円											
合計		8,937,639 円	7,743,639 円	0 %	7743639 円	100 %		0 %					

(1) 記載要領

- 乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス等並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第9節に係る経費費用を指す。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間と相違している事業者については、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況面に記載すること。
- 補助対象期間中の一般乗合旅客自動車運送事業(自家用有償旅客運送)と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分については、原則として、自動車運送事業に係る収益及び費用並びに固定資産の配分率率について(昭和55年17日付け自賠責第339号、自賠責第15号、自賠責第5号)によること。
- 「補助対象期間の損益状況」については、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 「補助ブロック名」は、補助金交付要綱第6の名称を記載すること。
- 「地域キロ当たり標準経常費用」は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- キロ当たり補助対象経常費用の計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 申請番号は、事業者及び系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 「利便増進特別措置又は運送継続特別措置」については、地域公共交通利便増進実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特別措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合は「利便」を記載し、地域旅客運送一貫系統実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特別措置の適用(別表10)を受けて補助対象となる場合は「継続」を記載すること。
- 「計画運行回数」については、大臣に認定された地域公共交通計画に記載された回数を記載すること。
- 「実績運行回数」については、補助対象期間中に運行した回数を記載すること。
- 「運休回数」については、計画運行回数のうち、補助対象期間中に運休した回数を記載すること。
- 「運行割合」は、小數点第2位(第3位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「系統キロ程」は、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」及び「市区町村外乗入部分のキロ程」は、小數点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかのキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
- 同一補助ブロックの市区町村外乗入部分のキロ程については、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分(ト)欄に記載すること。
- 補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロックの市区町村外乗入部分以外のキロ程の比率は、%以下第3位(小數点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「実車走行キロ」は、小數点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「補助対象経常費用」は、円未満の端数を切り捨てること。
- 「補助対象系統の経常収益」については、補助対象期間における各補助対象系統の経常収益の実績額を記載すること。
- 「補助対象経費」については、(カ)の金額を記載すること(円未満の端数は切り捨てること)。
- 「補助対象経費の1/2」については、系統ごとに円未満(0.5千円)まで記載することとし、合計の円未満の端数は切り捨てること。
- 「国庫補助金申請額」については、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助金申請額のうち、各事業者の系統ごとに採択した額を記載することとし、円未満の端数は切り捨てること。

(2) 添付書類

- 補助対象期間に係る旅客自動車運送事業報告書別表第2条第2項の「事業報告書」又は自家用有償旅客運送の損益明細表。
- 様式第1-5の運行系統別輸送実績。